

○ 運輸安全委員会が述べた意見

「遊漁船の衝突事故の防止に関する意見」（平成30年7月24日）

遊漁船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言し、これらを確実に実施させるための手段を検討すべき。

遊漁船の船長は、

- (1) 釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと
- (2) 漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること
- (3) (1) 及び(2)のほか、衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること

○ 水産庁が講じた施策

「運輸安全委員会からの意見について」（平成30年8月7日）

- ・ 都道府県に対して、管下の遊漁船業者等に対し、見張りの励行、業務規程の遵守、利用者の安全確保などを指導するよう助言
- ・ 遊漁船業務主任者講習の実施者に対し、講習時に運輸安全委員会の意見の内容を周知するよう要請

都道府県

- ・ 管下の遊漁船業者に対し、運輸安全委員会ダイジェスト29号を配布し、意見について周知
- ・ 遊漁船業者向け安全講習会等において、ダイジェスト29号を活用した周知啓発活動を実施

遊漁船業務主任者講習実施機関

- ・ 講習時において、ダイジェスト29号を活用した周知啓発活動を実施

※ 施策のポイント

- ・ 遊漁船の衝突事故が増加する時期（9月～11月）を前に迅速に施策が講じられたこと
- ・ 事故の特徴と防止のポイントについて、講習の主な出席者である遊漁船船長等に直接周知される施策が講じられたこと

(参 考)

○ 遊漁船の衝突事故の特徴

◇ 遊漁船の衝突事故176件中、航行中の遊漁船の衝突事故は144件

うち航行中の遊漁船と漂流又は錨泊中の船舶との衝突は109件 (航行中の事故の約76%)

◇ 航行中の145隻中、120隻の遊漁船が相手船に気付かないまま衝突

◇ 漂流又は錨泊中の45隻中、29隻の遊漁船が相手船に気付いていながら衝突

◇ 航行中、相手船に気付かず衝突した遊漁船

死角を補う見張りを行っていなかった、魚群探知機や航海計器等の操作等をしてしながら航行していた等、適切な見張りが行われていなかったことが主な要因

◇ 漂流又は錨泊中に衝突した遊漁船

相手船が自船を避けるなどと思い、継続的な監視を行っていなかった、又は注意喚起や避航動作が遅れた等が主な要因

◇ 月別の発生状況

- ・ 遊漁船の衝突事故は、全体として夏と秋に増加する
- ・ 5月から増え始め8月に一旦減少するが、9月から再び増加する (青枠)
- ・ 相手船は、プレジャーボートが多い (赤枠)

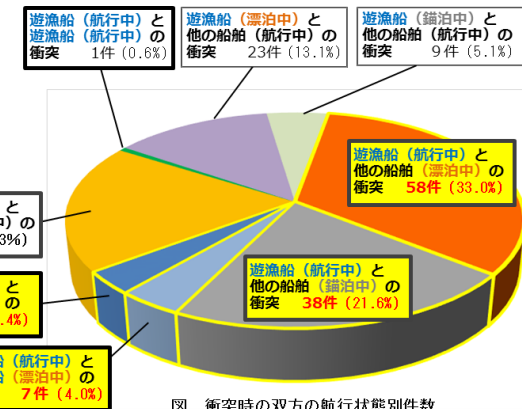


図 衝突時の双方の航行状態別件数

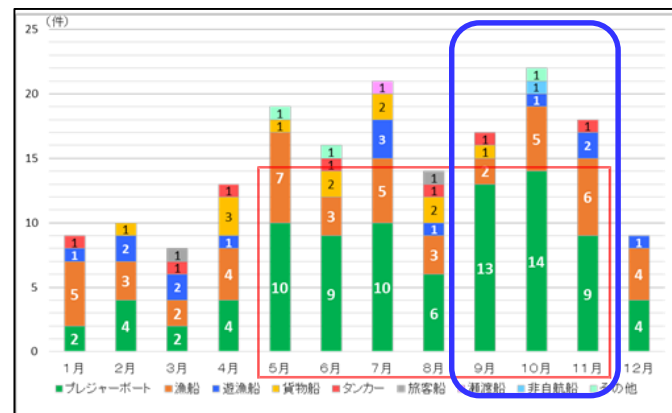


図 相手船の船舶種類別発生状況